

自己資本の充実の 状況等について

(バーゼルⅡ(第3の柱)に基づく開示項目)

BANK

定性的な開示事項

連結の範囲	43
自己資本の調達手段の概要	43
連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
信用リスクに関する事項	43
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	44
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	44
証券化エクスポージャーに関する事項	45
オペレーショナル・リスクに関する事項	45
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	46
銀行勘定における金利リスクに関する事項	46

定量的な開示事項・単体

自己資本の構成に関する事項(国内基準)	47
自己資本の充実度に関する事項(国内基準)	48
信用リスクに関する事項	49
信用リスク削減手法に関する事項	52
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	52
証券化エクスポージャーに関する事項	52
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	53
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額	53

定量的な開示事項・連結

自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	54
自己資本の構成に関する事項(国内基準)	54
自己資本の充実度に関する事項(国内基準)	55
信用リスクに関する事項	56
信用リスク削減手法に関する事項	59
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
証券化エクスポージャーに関する事項	59
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	60
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額	60

報酬等に関する開示事項

当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	61
当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	62
当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項	62
当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	62
当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	62

連結の範囲

連結子会社は以下の4社であります。

会社名	主要業務内容
株式会社京葉銀オフィスサービス	京葉銀行のための調度品の調達・物品の販売、債権証書類の集中処理及び管理保管業務他
株式会社京葉銀キャリアサービス	主として京葉銀行に係る労働者派遣事業
株式会社京葉銀カード	クレジットカード業務、金銭の貸付並びに信用保証業務他
株式会社京葉銀保証サービス	住宅ローンを中心とする個人ローンの保証業務及び不動産の調査業務

(注) 1. 平成18年3月27日金融庁告示第19号（以下「自己資本比率告示」といいます）第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
2. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
3. 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。
4. 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はありません。
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

自己資本の調達手段の概要

連結グループの自己資本はすべて普通株式により調達しております。

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

連結グループはこれまでの内部留保の積み上げにより自己資本を充実させており、経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しております。今後につきましても、年度ごとに得られる利益の積み上げにより自己資本の充実を図ります。償還を行う蓋然性を有する株式、負債性資本調達手段、期限付劣後債務等による資本調達は、予定しておりません。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出やオフバランス取引等において、お取引先の信用悪化に伴い、元本や利息の支払いが契約通りに履行されず損失を被るリスクのことで、銀行業務における主要なリスクの一つであります。

当行では、「信用リスク管理規定」を制定し、融資の基本姿勢を明文化したクレジットポリシーを定め、貸出の審査にあたっては、これを遵守するとともに、安全性・収益性・公共性・流動性・成長性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力などを総合的に評価し、厳正な姿勢で取組んでおります。

また、特定先や特定業種への与信集中を回避し、リスクを分散するために、大口融資先の管理方針を明文化した「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、業種別・企業規模別などさまざまな角度から信用リスクの状況のモニタリングを行い、与信ポートフォリオの健全性向上に努めております。

取引先の信用状態については、「信用格付制度」により企業の財務状態などに応じた格付に区分し、「格付査定システム」を活用して随時見直しを行っております。この「信用格付制度」を信用リスク管理の中心と位置づけ、貸出金利プライシング、融資決裁権限、信用リスクの計量化など、与信業務全般に幅広く活用するとともに、信用リスク管理体制の更なる高度化に向けての取り組みを強化しております。

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を実施したうえで資産査定室が二次査定を行い、資産監査部署が査定結果やプロセスの正確性を監査しており、その査定結果に基づい

て上記の引当を行っております。

また、連結子会社においても資産の自己査定基準及び償却・引当基準を定めて自己査定を行い、適切な償却・引当を行っております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、居住者向け債権については株式会社日本格付研究所（JCR）及び株式会社格付投資情報センター（R&I）の2社、非居住者向け債権についてはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）及びスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）の2社であります。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当行が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。担保・保証について当行では、お客様の事業計画や資金使途、返済能力などを総合的に判断のうえ、必要と判断した場合に、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくよう取扱っております。当行が扱う担保には、預金、有価証券、不動産等があり、保証では、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、各種約定書等に基づき法的に有効なものであり、当行が定める「事務取扱規定」により、厳格な事務取扱いを行っております。また、貸出金と自行預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等を対象としております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、自己資本比率告示で定められた、適格担保、適格保証、及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。適格担保としては、自行預金、上場株式等、適格保証としては、中央政府、地方公共団体の他、格付により適格と判定した一般企業の保証等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、お客様の外国為替取引に係るリスクヘッジにお応えすること、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っており、具体的には先物外国為替取引等があります。

派生商品取引の信用リスク（取引相手方の契約不履行に係るリスク）への対応としては、金融機関との取引については信用度の高い金融機関のみを取引の相手先とし、お客様との取引については総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことで、リスクを限定しております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。

また、派生商品取引に係るリスクの状況については、資金証券部及び国際部においてカレント・エクスポージャー方式^(注)でリスクを計測し、毎月のALM委員会及び3ヵ月毎の取締役会に報告する態勢となっております。

なお、連結子会社における派生商品取引は該当ありません。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、時価評価によって算出した派生商品の評価益（再構築コスト）と、派生商品の想定元本額に残存期間等に応じて定められた掛け目を乗じた金額（ポテンシャル・エクスポージャー）とを合計することで、派生商品の信用リスク量を計測する方式であります。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行グループにおける証券化取引については、オリジネーターである案件はなく、投資家として取り組んでおります。証券化エクスポージャーについては、住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券のみで、住宅金融支援機構向けエクスポージャーとして管理しております。なお、再証券化エクスポージャーについては該当がございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等幅広いリスクと考え、リスク管理態勢や管理方法に関する規定として「リスク管理基本規定」をはじめとするリスク管理規定体系を整備しております。また、オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り削減に努めるべきリスクと考え、管理態勢を整備するとともに、適正なリスク管理とリスク評価を行い、発生防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、子会社、子法人等から定期的に又は必要に応じて統括部署である経営企画部へ報告を行うほか、経営企画部が指導・助言を行う態勢を構築し、その削減に努めております。

(事務リスクについて)

当行では事務リスクに対する共通認識のもと、本部及び営業店で発生した事務ミスについては「事務リスクレベル判定表」を作成し、リスクレベルや損失額を判定しております。

作成した「事務リスクレベル判定表」は、全て事務部に集中する態勢となっており、事務部では判定結果の検証を行い、毎月集計結果をリスク管理統括部署に報告するとともに、リスク管理委員会において事務ミス発生状況やリスク判定結果を報告する態勢となっております。

(システムリスクについて)

システム障害が発生した場合は、システムを管理する部署が「障害連絡票兼管理票」を作成し、発生原因や損失額を判定しております。

作成した「障害連絡票兼管理票」は、すべて事務部に集中する態勢となっており、事務部で判定結果の検証を行い、毎月発生状況をリスク管理統括部署に報告するとともに、リスク管理委員会においてシステム障害の発生状況等について報告する態勢となっております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

リスク相当額の算出には、基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における株式等エクスポージャーのリスク管理においては、他のリスクとともに市場リスク量と当行の自己資本を対比することで当行の抱えるリスクが自己資本と比較して過大な状態にならないよう確認しております。上場株式の価格変動リスクの計測は、株価指数の変動による保有株式価値の変化額（評価損益）を測定し、予想される株価指数の水準における保有株式の評価損益を推定しております。また、ALM委員会では、VaR（バリュー・アット・リスク）^(注1)によって計測した数値も報告し、検討、分析を行っております。非上場株式等については、每期自己査定対象資産として自己査定を実施しております。連結子会社株式についても、每期自己査定対象資産として自己査定を実施しております。

当行連結子会社における株式等エクスポージャーのリスク管理においては、保有する株式等を每期自己査定対象資産として自己査定を実施しております。

株式等の評価については、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3及び連結財務諸表規則第14条の2に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記を掲載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定の金利リスクとは、資産・負債の金利の水準や更改期間が異なるなかで、市場金利が変動することによって損失を被るリスクのことで、当行では、市場リスクの一つとして管理を行っております。

銀行勘定の金利リスクを含む市場リスクを適切にコントロールするために、資金証券部及び国際部を管理担当部署、リスク管理部を統括管理部署と定め、各市場リスクの評価・計測を行っております。評価・計測した市場リスク量は、ALM委員会及び取締役会等により定期的に経営陣に報告され、他のリスクとともに市場リスク量と自己資本を対比することで、当行の抱えるリスクが自己資本と比較して過大な状態にならないよう確認しております。

また、市場リスク量の計測結果は、バックテストによりその妥当性を検証するとともに、ストレステストにより、金利が大きく変動した場合等の、市場リスク量の変化を試算しております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、銀行勘定の金利リスクについて、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）^(注2)、ギャップ分析^(注3)などの計測手法を用い、月次で算定しております。また、算定にあたっては、貸出金等における期限前返済は考慮しておりませんが、当座預金、普通預金等の要求払い預金において「コア預金」^(注4)を考慮しております。

なお、金利リスクは単体のみで算出しており、連結ベースの算出は行っておりません。

(注1) VaR…一定の期間に一定の確率で生じる予想最大損失額のことです。

(注2) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価評価の変化のことです。

(注3) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法です。

(注4) コア預金…当座預金、普通預金等の要求払い預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金を指します。

自己資本の構成に関する事項（国内基準）

（単位：百万円）

		平成22年度	平成23年度
基本的項目 (Tier I)	資本金	49,759	49,759
	資本準備金	39,704	39,704
	その他資本剰余金	12	11
	利益準備金	10,055	10,055
	その他利益剰余金	81,870	91,297
	自己株式(△)	5,247	5,253
	社外流出予定額(△)	1,397	1,397
	新株予約権	—	87
	計 (A)	174,758	184,265
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,276	5,228
	一般貸倒引当金	9,087	5,751
	計	14,363	10,979
	うち自己資本への算入額 (B)	14,363	10,979
控除項目	控除項目計 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	189,122	195,244
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,544,884	1,602,731
	オフ・バランス取引等項目	12,674	11,349
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,557,559	1,614,081
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) /8%) (F)	125,287	127,237
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,023	10,179
	計 (E) + (F) (H)	1,682,847	1,741,319
	単体自己資本比率 = (D) / (H) × 100 (%)	11.23	11.21
	単体基本的項目比率 = (A) / (H) × 100 (%)	10.38	10.58

（注）自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項（国内基準）

◎信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

（単位：百万円）

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットと所要自己資本の額合計(注)1	1,557,559	62,302	1,614,081	64,563
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー(注)2	1,557,559	62,302	1,614,081	64,563
ソブリン向け(注)3	1,585	63	1,257	50
金融機関等向け	27,214	1,088	25,652	1,026
法人等向け	529,475	21,179	561,934	22,477
中小企業等向け及び個人向け	335,792	13,431	353,200	14,128
抵当権付住宅ローン	203,254	8,130	221,993	8,879
不動産取得等事業向け	300,696	12,027	299,494	11,979
三月以上延滞等	6,445	257	6,553	262
信用保証協会等による保証付 出資等	9,708	388	9,890	395
その他(オフバランス取引含む)	50,151	2,006	46,409	1,856
93,235	3,729	87,693	3,507	
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク(注)4	125,287	5,011	127,237	5,089
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)(注)5	1,682,847	67,313	1,741,319	69,652

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことであります。

2. 「エクスポージャー」とは貸出金、外国為替取引などの与信取引と有価証券などの投資資産等が該当します。

3. 「ソブリン」とは中央政府、地方公共団体、我が国の政府関係機関等公的機関のことであります。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は、基礎的手法を採用しております。

<p><オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算出方法></p> $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$
--

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

当行の保有する証券化エクスポージャーについては、貸付債権担保住宅金融公庫債券のみであり、標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうちソブリン向けに区分しております。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャーの区分			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高												
			貸出金、コミットメント及びその他の債権・デリバティブ以外の取引(注)		債 券		デリバティブ取引								
			平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度					
地域別	国	内	計	3,524,784	3,726,392	2,668,817	2,872,039	855,966	854,353	—	—				
	国	外	計	31,222	33,094	12,715	8,677	18,506	24,417	—	—				
	合		計	3,556,006	3,759,487	2,681,533	2,880,716	874,473	878,770	—	—				
業種別	製	造	業	159,211	172,144	158,266	171,268	945	876	—	—				
	農	業	、	3,322	2,860	3,322	2,860	—	—	—	—				
	漁		業	1,312	1,234	1,312	1,234	—	—	—	—				
	鉱	業	、	6,038	5,787	6,038	5,787	—	—	—	—				
	採	石	業	、	6,038	5,787	6,038	5,787	—	—	—				
	砂	利	採	取	業	6,038	5,787	6,038	5,787	—	—				
	建	設	業	139,383	143,962	138,762	143,305	620	656	—	—				
	電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業		
	18,429	18,813	17,728	18,813	701	—	—	—	—						
	情	報	通	信	業	20,989	22,989	18,983	20,983	2,006	2,006	—	—		
	運	輸	業	、	99,394	110,030	71,539	80,267	27,855	29,762	—	—			
	卸	売	業	、	196,723	201,974	193,648	198,237	3,075	3,737	—	—			
	小	売	業	196,723	201,974	193,648	198,237	3,075	3,737	—	—				
	金	融	業	、	249,197	341,392	190,688	279,854	58,509	61,538	—	—			
保	険	業	249,197	341,392	190,688	279,854	58,509	61,538	—	—					
不	動	産	業	、	527,738	543,635	525,309	541,395	2,429	2,239	—	—			
物	品	賃	貸	業	527,738	543,635	525,309	541,395	2,429	2,239	—	—			
各	種	サ	ー	ビ	ス	業	245,040	242,153	242,337	240,533	2,702	1,620	—	—	
245,040	242,153	242,337	240,533	2,702	1,620	—	—	—	—						
国	・	地	方	公	共	団	体	863,634	864,967	88,049	88,647	775,585	776,320	—	—
863,634	864,967	88,049	88,647	775,585	776,320	—	—	—	—						
個	人	895,592	968,335	895,592	968,335	—	—	—	—	—	—				
895,592	968,335	895,592	968,335	—	—	—	—	—	—						
そ	の	他	129,996	119,205	129,955	119,192	40	12	—	—	—	—			
129,996	119,205	129,955	119,192	40	12	—	—	—	—						
合	計	3,556,006	3,759,487	2,681,533	2,880,716	874,473	878,770	—	—	—	—				
残存 期間別	1	年	以	下	410,168	547,198	375,123	502,758	35,045	44,440	—	—			
	410,168	547,198	375,123	502,758	35,045	44,440	—	—							
	1	年	超	3	年	以	下	388,269	473,783	262,784	286,677	125,484	187,106	—	—
	388,269	473,783	262,784	286,677	125,484	187,106	—	—							
	3	年	超	5	年	以	下	497,794	410,816	275,055	260,553	222,739	150,263	—	—
	497,794	410,816	275,055	260,553	222,739	150,263	—	—							
	5	年	超	7	年	以	下	292,154	266,765	179,674	176,594	112,480	90,170	—	—
292,154	266,765	179,674	176,594	112,480	90,170	—	—								
7	年	超	1,773,121	1,890,153	1,394,397	1,483,363	378,723	406,789	—	—	—	—			
1,773,121	1,890,153	1,394,397	1,483,363	378,723	406,789	—	—								
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の	194,498	170,768	194,498	170,768	—	—
194,498	170,768	194,498	170,768	—	—	—	—								
合	計	3,556,006	3,759,487	2,681,533	2,880,716	874,473	878,770	—	—	—	—				

(注) 現金、預け金、営業用資産等も含んでおります。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分			三月以上延滞エクスポージャー	
			平成22年度	平成23年度
地域別	国内	計	8,098	9,407
	国外	計	—	—
	合	計	8,098	9,407
業種別	製造業		237	188
	農業、林業		0	0
	漁業		—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業		—	—
	建設業		282	491
	電気・ガス・熱供給・水道業		500	—
	情報通信業		—	—
	運輸業、郵便業		136	157
	卸売業、小売業		462	418
	金融業、保険業		0	0
	不動産業、物品賃貸業		1,830	1,698
	各種サービス業		2,023	3,686
	国・地方公共団体		—	—
	個人のその他		2,625	2,766
合	計	8,098	9,407	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことであります。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	8,377	8,710	—	8,377	8,710
	平成23年度	8,710	5,374	—	8,710	5,374
個別貸倒引当金	平成22年度	6,015	21,985	2,063	20,077	5,859
	平成23年度	5,859	7,984	2,036	3,822	7,984
合 計	平成22年度	14,392	30,695	2,063	28,454	14,569
	平成23年度	14,569	13,358	2,036	12,532	13,358

(注) 1. 一般貸倒引当金については、地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っていないため、記載を省略しております。
 2. 特定海外債権引当勘定については該当ありません。
 3. 個別貸倒引当金の残高は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残高を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を除いて記載しております。
 なお、控除した金額は、平成22年度16,125百万円、平成23年度14,510百万円であります。

定量的な開示事項・単体

◎地域別の個別貸倒引当金

(単位：百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内計	6,015	5,859	△155	2,124	5,859	7,984
国外計	—	—	—	—	—	—
合計	6,015	5,859	△155	2,124	5,859	7,984

◎業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成22年度	平成23年度
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
製造業	250	124	△125	116	124	241	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	105	—	105	—	—
建設業	310	391	81	73	391	465	1	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	250	250	—	250	250	—	—
情報通信業	29	27	△2	△0	27	26	—	—
運輸業、郵便業	195	134	△61	△27	134	106	—	—
卸売業、小売業	582	675	93	80	675	756	114	9
金融業、保険業	32	0	△32	—	0	0	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,973	1,792	△181	150	1,792	1,943	4	—
各種サービス業	1,497	1,140	△357	1,213	1,140	2,353	0	1
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,106	1,285	179	231	1,285	1,517	2	1
その他	37	37	△0	179	37	217	—	—
合計	6,015	5,859	△155	2,124	5,859	7,984	122	12

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩後のネット金額を記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	1,148,022	—	1,090,175
10%	—	119,413	—	114,896
20%	103,198	54,951	94,840	216,973
35%	—	584,560	—	638,437
50%	167,647	3,225	187,880	2,899
75%	—	466,032	—	488,719
100%	57,789	848,408	72,717	849,978
150%	—	2,756	—	1,967
自己資本控除額	—	—	—	—
合計	328,635	3,227,370	355,438	3,404,048

「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。

「格付適用」エクスポージャーには、リスク・ウェイトの算定にあたって、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーが含まれます。

信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 エクスポージャーの種類	適格金融資産担保		保 証	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
ソブリン向け	18	8	66,263	58,630
金融機関等向け	40,000	165,000	2,418	—
法人等向け	7,893	7,391	24,138	22,159
中小企業等向け及び個人向け	12,394	11,728	2,442	2,454
抵当権付住宅ローン	141	81	—	—
不動産取得等事業向け	677	719	—	—
三月以上延滞等	53	55	108	115
合 計	61,178	184,986	95,372	83,359

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引

- ①与信相当額の算出に用いる方式
カレントエクスポージャー方式
- ②グロス再構築コストの合計額及び与信相当額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
グロス再構築コストの額	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	—	—
派 生 商 品 取 引	—	—
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	—	—

原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、上記記載から除いております。
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に自己資本比率告示第79条の2第3項第1号に定める掛け目を乗じた額)の合計額であります。
与信相当額については、担保による信用リスク削減手法は採用しておりません。

(2) 長期決済期間取引

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである場合

該当ありません。

(2) 銀行が投資家である場合

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
証券化エクスポージャーの額	8,062	6,633
住 宅 ロ ー ン	8,062	6,633

- ②保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
10%	8,062	6,633	32	26

※証券化エクスポージャーについては、住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券のみであり、住宅金融支援機構向けエクスポージャーとして管理しております。

※再証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

定量的な開示事項・単体

- ③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
該当ありません。
- ⑤証券化エクスポージャーに関する経過措置（自己資本比率告示附則第15条）の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

- (1) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	評価差額		
			うち益	うち損	
上場株式等エクスポージャー	平成22年度	51,057	△8,874	1,804	10,679
	平成23年度	47,960	△3,818	2,326	6,145
上記以外の株式等エクスポージャー	平成22年度	827	—	—	—
	平成23年度	734	—	—	—
合計	平成22年度	51,885	△8,874	1,804	10,679
	平成23年度	48,695	△3,818	2,326	6,145

貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

- (2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益		売却損	株式等償却
		売却益	売却損		
出資等又は株式等エクスポージャー	平成22年度	5,650	—	4,631	4,144
	平成23年度	4,216	15	3,201	1,822

- (3) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

◎金利ショックに対する経済的価値の変動額（VaR）

(単位：百万円)

平成22年度	33,739
平成23年度	4,217

前提条件：信頼区間99%、保有期間6ヵ月、観測期間1年、分散共分散法にて算出しております。

〈要因分析〉

経済的価値の変動額（VaR）が前年に比べ減少した主な要因は、金融環境の変化により市場金利の変動率が低下したことによるものであります。

自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

当行には、自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

自己資本の構成に関する事項（国内基準）

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
資本金	49,759	49,759
資本剰余金	39,731	39,730
利益剰余金	92,739	101,978
基本的項目 (Tier I)		
自己株式(△)	5,260	5,266
社外流出予定額(△)	1,394	1,399
新株予約権	—	87
連結子法人等の少数株主持分	1,299	1,516
計 (A)	176,873	186,406
補完的項目 (Tier II)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,276	5,228
一般貸倒引当金	9,147	6,222
計	14,423	11,450
うち自己資本への算入額 (B)	14,423	11,450
控除項目 (C)	—	—
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	191,297	197,857
資産(オン・バランス)項目	1,546,862	1,605,269
オフ・バランス取引等項目	12,674	11,349
リスク・アセット等	1,559,537	1,616,618
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	125,425	127,370
(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,034	10,189
計 (E) + (F) (H)	1,684,962	1,743,989
連結自己資本比率 = (D) / (H) × 100 (%)	11.35	11.34
連結基本的項目比率 = (A) / (H) × 100 (%)	10.49	10.68

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項（国内基準）

◎信用リスクに関する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

（単位：百万円）

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットと所要自己資本の額合計(注)1	1,559,537	62,381	1,616,618	64,664
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー(注)2	1,559,537	62,381	1,616,618	64,664
ソブリン向け(注)3	1,585	63	1,257	50
金融機関等向け	27,270	1,090	25,718	1,028
法人等向け	528,796	21,151	561,324	22,452
中小企業等向け及び個人向け	335,792	13,431	353,200	14,128
抵当権付住宅ローン	203,254	8,130	221,993	8,879
不動産取得等事業向け	300,696	12,027	299,494	11,979
三月以上延滞等	6,929	277	7,025	281
信用保証協会等による保証付 出資等	9,708	388	9,890	395
その他(オフバランス取引含む)	50,172	2,006	46,431	1,857
95,331	3,813	90,280	3,611	
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク(注)4	125,425	5,017	127,370	5,094
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)(注)5	1,684,962	67,398	1,743,989	69,759

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことであります。
 2. 「エクスポージャー」とは貸出金、外国為替取引などの与信取引と有価証券などの投資資産等が該当します。
 3. 「ソブリン」とは中央政府、地方公共団体、我が国の政府関係機関等公的機関のことであります。
 4. オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は、当行は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算出方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

連結グループの保有する証券化エクスポージャーについては、貸付債権担保住宅金融公庫債券のみであり、標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうちソブリン向けに区分しております。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャーの区分			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高								
			貸出金、コミットメント及び その他の債権・デリバティブ 以外の取引(注)		債 券		デリバティブ取引				
			平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	
地域別	国	内	計	3,528,095	3,730,191	2,671,128	2,874,838	856,967	855,353	—	—
	国	外	計	31,332	33,267	12,825	8,850	18,506	24,417	—	—
	合	計	計	3,559,428	3,763,459	2,683,953	2,883,688	875,474	879,770	—	—
業種別	製	造	業	159,211	172,144	158,266	171,268	945	876	—	—
	農	業	, 林業	3,322	2,860	3,322	2,860	—	—	—	—
	漁	業		1,312	1,234	1,312	1,234	—	—	—	—
	鉱業, 採石業, 砂利採取業			6,038	5,787	6,038	5,787	—	—	—	—
	建設業			139,383	143,962	138,762	143,305	620	656	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業			18,429	18,813	17,728	18,813	701	—	—	—
	情報通信業			20,989	22,989	18,983	20,983	2,006	2,006	—	—
	運輸業, 郵便業			99,394	110,030	71,539	80,267	27,855	29,762	—	—
	卸売業, 小売業			196,723	201,974	193,648	198,237	3,075	3,737	—	—
	金融業, 保険業			247,566	340,182	189,057	278,643	58,509	61,538	—	—
	不動産業, 物品賃貸業			527,738	543,635	525,309	541,395	2,429	2,239	—	—
	各種サービス業			244,990	242,103	242,287	240,483	2,702	1,620	—	—
	国・地方公共団体			864,635	865,968	88,049	88,647	776,586	777,320	—	—
	個人			897,160	969,594	897,160	969,594	—	—	—	—
その他の			132,530	122,178	132,489	122,165	40	12	—	—	
合	計	計	3,559,428	3,763,459	2,683,953	2,883,688	875,474	879,770	—	—	
残存 期間別	1年	以下		409,380	546,492	373,835	501,552	35,545	44,940	—	—
	1年	超3年	以下	388,769	474,284	262,784	286,677	125,985	187,606	—	—
	3年	超5年	以下	497,794	410,816	275,055	260,553	222,739	150,263	—	—
	5年	超7年	以下	292,154	266,765	179,674	176,594	112,480	90,170	—	—
	7年	超		1,773,121	1,890,153	1,394,397	1,483,363	378,723	406,789	—	—
	期間の定めのないもの			198,206	174,947	198,206	174,947	—	—	—	—
合	計	計	3,559,428	3,763,459	2,683,953	2,883,688	875,474	879,770	—	—	

(注) 現金、預け金、営業用資産等も含んでおります。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分			三月以上延滞エクスポージャー	
			平成22年度	平成23年度
地域別	国内	計	8,438	9,736
	国外	計	—	—
	合	計	8,438	9,736
業種別	製造業		237	188
	農業、林業		0	0
	漁業		—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業		—	—
	建設業		282	491
	電気・ガス・熱供給・水道業		500	—
	情報通信業		—	—
	運輸業、郵便業		136	157
	卸売業、小売業		462	418
	金融業、保険業		0	0
	不動産業、物品賃貸業		1,830	1,698
	各種サービス業		2,023	3,686
	国・地方公共団体		—	—
	個人のその他		2,965	3,095
合	計	8,438	9,736	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことであります。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	8,444	8,770	—	8,444	8,770
	平成23年度	8,770	5,845	—	8,770	5,845
個別貸倒引当金	平成22年度	6,353	22,919	2,386	20,647	6,239
	平成23年度	6,239	8,310	2,203	4,035	8,310
合 計	平成22年度	14,798	31,689	2,386	29,091	15,009
	平成23年度	15,009	14,156	2,203	12,806	14,156

(注) 1. 一般貸倒引当金については、地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っていないため、記載を省略しております。
 2. 特定海外債権引当勘定については該当ありません。
 3. 個別貸倒引当金の残高は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を除いて記載しております。
 なお、控除した金額は、平成22年度16,679百万円、平成23年度14,887百万円であります。

◎地域別の個別貸倒引当金

(単位：百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内計	6,353	6,239	△114	2,071	6,239	8,310
国外計	—	—	—	—	—	—
合計	6,353	6,239	△114	2,071	6,239	8,310

◎業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成22年度	平成23年度
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
製造業	250	124	△125	116	124	241	—	—
農業, 林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	105	—	105	—	—
建設業	310	391	81	73	391	465	1	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	250	250	—	250	250	—	—
情報通信業	29	27	△2	△0	27	26	—	—
運輸業, 郵便業	195	134	△61	△27	134	106	—	—
卸売業, 小売業	582	675	93	80	675	756	114	9
金融業, 保険業	32	0	△32	—	0	0	—	—
不動産業, 物品賃貸業	1,973	1,792	△181	150	1,792	1,943	4	—
各種サービス業	1,497	1,140	△357	1,213	1,140	2,353	0	1
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,429	1,648	219	185	1,648	1,834	40	23
その他	53	55	1	172	55	227	—	—
合計	6,353	6,239	△114	2,071	6,239	8,310	160	34

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩後のネット金額を記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	1,149,023	—	1,091,176
10%	—	119,413	—	114,896
20%	103,198	55,231	94,840	217,305
35%	—	584,560	—	638,437
50%	167,647	3,225	187,880	2,899
75%	—	466,032	—	488,719
100%	57,789	850,209	72,717	852,288
150%	—	3,096	—	2,297
自己資本控除額	—	—	—	—
合計	328,635	3,230,792	355,438	3,408,021

「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。

「格付適用」エクスポージャーには、リスク・ウェイトの算定にあたって、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーが含まれます。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

連結子会社においては、信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、記載を省略しております。単体の記載P52をご参照下さい。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社においては派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、記載を省略しております。単体の記載P52をご参照下さい。

証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社においては証券化エクスポージャーに関する事項は該当がないため、記載を省略しております。単体の記載P52、P53をご参照下さい。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

- (1) 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時 価	評価差額			
			うち益	うち損		
上場株式等エクスポージャー	平成22年度	51,166		△8,839	1,840	10,679
	平成23年度	48,134		△3,719	2,425	6,145
上記以外の株式等エクスポージャー	平成22年度	828		—	—	—
	平成23年度	681		—	—	—
合 計	平成22年度	51,995		△8,839	1,840	10,679
	平成23年度	48,815		△3,719	2,425	6,145

連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

- (2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	売却額	うち益		株式等償却	
		うち益	うち損		
出資等又は株式等エクスポージャー	平成22年度	5,650	—	4,631	4,144
	平成23年度	4,216	15	3,201	1,822

- (3) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

金利リスクは単体のみで算出しており、連結ベースでの算出は行っておりません。単体の記載P53をご参照下さい。

報酬等に関する開示事項

当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（金融庁告示第21号平成24年3月29日）に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当該基準に該当するものではありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の上限額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会において協議のうえ決定しております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議により決定されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成23年4月～平成24年3月)
取 締 役 会	3回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

- ①当行の取締役の報酬は、
- ・基本報酬
 - ・役員賞与
 - ・株式報酬型ストックオプション
- で構成されております。

(ア) 基本報酬及び役員賞与

取締役に対する報酬は、役職位ごとの職責や役割に応じた基本報酬及び各事業年度の業績等を勘案した役員賞与を支給することとしております。基本報酬及び役員賞与の金額は、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会決議により年額480百万円以内としております。

(イ) 株式報酬型ストックオプション

中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的として、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会決議により、株式報酬型ストックオプションを導入しております。株式報酬型ストックオプションの報酬額は、同定時株主総会決議により年額120百万円としております。

- ②監査役の報酬は、独立性を確保するためすべて基本報酬とし、監査役の協議により決定されております。基本報酬の金額は、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会決議により、年額100百万円以内としております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬の上限額が決議され、決定される仕組みになっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額		退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	賞与			
対象役員 (除く社外役員)	22	532	438	282	87	68	72	72	21

- (注) 1. 固定報酬の総額のうち、その他については使用人兼務取締役の使用人分給与であります。
2. 変動報酬の総額のうち、基本報酬については該当ありません。
3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。
なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社京葉銀行2011年 第1回新株予約権	平成23年7月21日から 平成53年7月20日まで

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

単体情報

銀行法施行規則第19条の2に基づく開示事項

- 概況及び組織に関する事項
 - 経営の組織 1
 - 大株主一覧 41
 - 取締役・監査役の氏名等 1
 - 店舗一覧 (本編61～64)
- 主要な業務の内容 (本編50)
- 主要な業務に関する事項
 - 事業の概況 15
 - 主要な経営指標の推移
 - 経常収益 15
 - 経常利益 15
 - 当期純利益 15
 - 資本金、発行済株式の総数 15
 - 純資産額 15
 - 総資産額 15
 - 預金残高 15
 - 貸出金残高 15
 - 有価証券残高 15
 - 単体自己資本比率 15
 - 配当性向 15
 - 従業員数 15
 - 業務に関する指標
 - 業務粗利益・業務粗利益率 22
 - 資金運用収支等の各収支 22
 - 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等 23
 - 資金利鞘 23
 - 受取利息・支払利息の増減 24
 - 総資産経常利益率、自己資本経常利益率 38
 - 総資産当期純利益率、自己資本当期純利益率 38
 - 預金科目別の平均残高 26
 - 定期預金の残存期間別残高 27
 - 貸出金の平均残高 28
 - 貸出金の残存期間別残高 28
 - 担保の種類別の貸出金残高・支払承諾見返額 29
 - 使途別貸出金残高 29
 - 業種別貸出金残高 29
 - 中小企業向け貸出金 30
 - 特定海外債権残高 30
 - 預貸率 28
 - 商品有価証券の平均残高 35
 - 有価証券の残存期間別残高 31
 - 有価証券の平均残高 31
 - 預証率 35

- 業務運営に関する事項
 - リスク管理の体制 (本編42～44)
 - 法令遵守の体制 (本編44～45)
 - 指定紛争解決機関の
商号または名称 (本編18)
- 財産の状況に関する事項
 - 貸借対照表・損益計算書・
株主資本等変動計算書 16～18
 - リスク管理債権額
 - 破綻先債権 25
 - 延滞債権 25
 - 3ヵ月以上延滞債権 25
 - 貸出条件緩和債権 25
 - 自己資本の充実の状況について 47～53
 - 報酬等に関する開示事項 61～62
 - 時価等情報
 - 有価証券の情報 31～35
 - 金銭信託の情報 34
 - デリバティブ取引情報 36～37
 - 貸倒引当金期末残高及び期中増減額 25
 - 貸出金償却の額 25
 - 会社法による会計監査人の監査 16
 - 金融商品取引法に基づく監査証明 16

連結情報

銀行法施行規則第19条の3に基づく開示事項

- 銀行及び子会社等の概況に関する事項
 - 銀行及び子会社等の主要な事業の
内容及び組織構成 (本編50)
 - 子会社等に関する情報
 - 子会社等の名称 (本編50)
 - 子会社等の所在地 (本編50)
 - 子会社等の資本金 (本編50)
 - 子会社等の事業内容 (本編50)
 - 子会社等の設立年月日 (本編50)
 - 当行議決権比率 (本編50)
 - 子会社等の議決権比率 (本編50)
- 銀行及び子会社等の主要な業務に
関する事項
 - 事業の概況 3
 - 主要な経営指標の推移
 - 経常収益 3
 - 経常利益 3
 - 当期純利益 3
 - 包括利益 3

- 純資産額 3
- 総資産額 3
- 連結自己資本比率 3
- 銀行及び子会社等の財産の状況に
関する事項
 - 連結貸借対照表・連結損益計算書
及び連結包括利益計算書・
連結株主資本等変動計算書 7～8
 - リスク管理債権額
 - 破綻先債権 4
 - 延滞債権 4
 - 3ヵ月以上延滞債権 4
 - 貸出条件緩和債権 4
 - 自己資本の充実の状況
について 43～46、54～60
 - 報酬等に関する開示事項 61～62
 - セグメント情報 5～6
 - 会社法による会計監査人の監査 7
 - 金融商品取引法に基づく監査証明 7

金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律施行規則第6条に基づく開示項目

- 正常債権 25
- 要管理債権 25
- 危険債権 25
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 25

本冊子は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）であります。
本資料中に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

平成24年7月発行

株式会社 京葉銀行 経営企画部

〒260-0015 千葉市中央区富士見1-11-11

TEL (043) 222-2121 (代)

ホームページアドレス <http://www.keiyobank.co.jp>